

学則

キャンパス日本語学校

第1章 総 則

(設立の目的・理念)

第1条 日本語を用いて積極的に行動する力を身につけ、高等教育機関での学び、並びに就労を通して協働できるグローバル人材を育成し、国際社会発展への貢献、多様な文化を尊重した共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、キャンバス日本語学校という。

(位置)

第3条 本校は、京都府亀岡市亀岡駅北1丁目5番地2に置く。

(点検及び評価)

第4条 本校は、教育機関としての充実を図り、生徒により良い教育環境を提供するため、本校における教育活動等の状況について、自ら及び第三者が点検及び評価を行うものとする。

2 前項に定める点検及び評価に必要な項目については評価表のとおりとする。

第2章 学科、修業年限、収容定員及び休業日

(学科、修業年限、収容定員)

第5条 本校の学習課程、修業年限、収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

〈留学のための課程〉

入学時期	コース名	修業年限	入学定員	クラス数	学習開始レベル	収容定員
4月	進学2年コース	2年	30名	1	A1 (N5相当)	60名
	就職1年6か月コース	1年6か月		1	B1(N3相当)	
10月	進学1年6か月コース	1年6か月	30名	1	A2 (N4相当)	
	就職1年6か月コース	1年6か月		1	B1(N3相当)	

(学期)

- 第6条 本校は、1年を次の学期に分ける。
- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
 - (2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の休日に関する法律で規定する休日
 - (3) 夏季休業 8月1日から8月31日まで
 - (4) 秋季休業 9月末から10月初めまでの1週間
 - (5) 冬季休業 12月末から1月初めまでの2週間
 - (6) 春季休業 3月末から4月初めまでの2週間
- 2 前項の内、(3) 夏季休暇、(5) 冬季休暇、(6) 春季休暇を長期休暇に設定する。
- 3 前項1の規定によらず、学校長の判断で臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は次の表のとおりとする。

CEFR (JLPT 相当)	レベル	授業時数 (1 単位時間 = 45 分)		
		進学2年 コース (4月入学)	進学1年6か月 コース (10月入学)	就職1年6か月 コース (4月・10月入学)
A1 (N5)	初級 I	160 単位時間	—	—
A2 (N4)	初級 II	200 単位時間	220 単位時間	—
B1 (N3)	中級 I	280 単位時間	280 単位時間	280 単位時間
B2 (N2)	中級 II	520 単位時間	520 単位時間	520 単位時間
C1 (N1)	上級	420 単位時間	200 単位時間	420 単位時間
	総授業時数	1580 単位時間	1220 単位時間	1220 単位時間

- 2 年間授業時数は各コース 760 単位時間以上とし、卒業までに 2 年コースは 1520 単位時間以上、1 年 6 か月コースは 1140 単位時間以上を履修するものとする。
- 3 上記のほか、各種検定対策のために必要に応じて自由選択科目を置くことができる。ただし、この場合は前項の授業時数に含まない。

(始業及び終業時間)

第 9 条 授業の始業及び終業時間は下記のとおりとし、各授業時間の中に 10 分間の休憩時間を取る。

月曜日から金曜日

1 時間目	9 : 0 0 ~ 9 : 4 5
2 時間目	9 : 5 5 ~ 1 0 : 4 0
3 時間目	1 0 : 5 0 ~ 1 1 : 3 5
4 時間目	1 1 : 4 5 ~ 1 2 : 3 0

(学習の評価)

第 1 0 条 学習成績は下記の事項を総合して評価する。

- (1) 使用教材の理解度・習熟度を確認するテスト
- (2) 授業中の発表等の成果、提出された課題の内容、授業参加度
- (3) 期末試験の成績

- 2 前項 (3) の期末試験は、年 2 回 (9 月末、3 月末) 実施する。
総合点の内、得点 90%以上を A、80%以上を B、70%以上を C、60%以上を D とし、合格を認定する。得点 60%未満の場合は不合格となり、補講授業や再履修の対象とする。
- 3 卒業年度 3 月末には、第 1 項 (1) から (3) による評価に加え、卒業試験としてプロジェクトワークによる評価を行う。卒業認定の基準は前項に同じ。

第4章 教職員組織

(教職員の配置)

第11条 本校に次の教職員を配置する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 主任教員
- (4) 教員 3名以上(うち本務等教員2名以上)
- (5) 生活指導担当者 2名以上(本務等教員、事務職員が兼任)
- (6) 事務統括者
- (7) 事務職員

2 校長は、校務全体の指揮を執り、全教職員を管理する立場にある。

3 本務等教員の中から、教育課程の編成及び全教員の指導の責任者として、主任教員を配置する。

第5章 出席管理

(出席率の維持)

第12条 留学の目的を鑑み、出席率は常に100%を維持するよう心がけ、体調や生活が乱れないよう努めること。

(出席率の公表及び外部機関への提出)

第13条 毎月初めに前月の出席率及び入学時からの総出席率を本人に公表する。

2 進学、就職及び在留資格の期間更新申請時等においては、当該生徒の出席率を外部機関に虚偽なく報告、提出する。

(遅刻、欠課、欠席)

第14条 毎授業時間において出席状況を確認し、授業担当教員が出席簿に記録する。

「遅刻」・・・各授業の開始時刻から15分以内に入室の場合

「欠課」・・・各授業の開始時刻から15分経過した後に入室した場合、あるいは入室から30分経過せず退室した場合、及び各授業45分を通して不在の場合

「欠席」・・・授業日の4授業時間全て不在の場合

「早退」・・・各授業の開始時刻から30分経過した後に退室した場合

- 2 万が一、病気、けが、体調不良などの理由で登校が困難な場合は、授業開始前に自ら学校に連絡を入れ、教職員の指示を仰ぐこと。この場合には、病院で受診することを原則とし、その証明となるものを学校に提出すること。
- 3 無断欠席が続いた場合は学校教職員が家庭訪問を行う場合がある。

(出席率低下時の指導)

第15条 出席率低下の傾向が見られた場合は、下記のとおり指導し、改善に努める。

- (1) 月別出席率 90%を下回った場合 …クラス担任による指導
- (2) " 85%を下回った場合 …クラス担任、本務等教員による指導
- (3) " 80%を下回った場合 …クラス担任、主任教員による指導
この場合、教員からの指導に加え、生徒からの聞き取り内容及び指導の詳細について記録する。
- (4) " 50%を下回った場合 …クラス担任、主任教員、学校長による指導
この場合、指導記録に加え、資格外活動状況(活動機関の名称含む)を聞き取り、記録する。

第6章 休講、休校、公欠、一時帰国

(休講)

第16条 授業担当教員のやむを得ない事情により授業実施が困難であり、また同時間帯に代替実施が困難であると判断された場合は、当該クラスを休講とすることがある。この場合には、学校が設定した代講日に授業を受けなければならない。

(休校)

第17条 自然災害の発災や伝染病の流行等により授業の実施が困難であると判断された場合は休校とすることがある。

- 2 午前7時(授業開始時刻の2時間前)時点で京都府亀岡市内に何らかの気象警報(暴風警報・大雨警報・洪水警報など)が発表されている場合は、登校を見

合わせて自宅待機とし、学校からの連絡を待つ。学校からの連絡手段として、学校 HP、SNS 等を利用する。

- 3 注意警報の発表による休校は想定しない。状況を注視し、安全の確保に努めて登校すること。

(公欠)

第18条 下記の事情によるものは公欠とし、出席と同等の取り扱いを受けることができる。出席状況の帳簿上は、総出席率算出時に該当日数分を分母より減数する。

(1) 卒業後の進路決定に関するもの

- ア 卒業後の進路決定における大学、大学院、専門学校、会社の受験日
- イ 大学院教授との面談日、日付が指定されており代替不可の学校・企業説明会の日
- ウ 進路決定後のオリエンテーションやガイダンス、研修等、対象者の出席が必須である場合
- エ 上記ア～ウに伴い、遠方への移動のため宿泊が必要であると判断される場合。ただし、該当日の前後1日ずつを上限とする。
- オ 上記に準ずると学校長が認めた場合

(2) 病気、ケガに関するもの

- ア インフルエンザ等の感染症に罹患した、または罹患の恐れがあると判断された場合
- イ 病気や怪我により入院を余儀なくされた場合
- ウ 病気や怪我により検査を余儀なくされ、他の日に代替が不可能な場合

(3) 交通機関の遅延等に関するもの

学校側が予め把握している当該生徒の登校ルート内において、ストライキや天候不順、その他の事情により交通機関が遅延または不通の場合

(4) 忌引き

二親等以内の親族が死亡した場合、平日5日間以内の公欠を認める

(5) その他

- ア 母国において大学等の卒業試験を受ける必要がある場合、平日5日以内の公欠を認める
- イ その他、本人の責に帰さない事情により、学校長が公欠とするに足る

と判断した場合

- 2 前項いずれの場合も、突発的な事情を除き、原則二週間前までに当該事情が証明できる書類その他を提出し、学校教職員の確認を受けること。また、一時帰国を伴う場合には往復チケットを購入し、日程等について確認を受けること。

(一時帰国)

第19条 修業期間中の一時帰国については、夏休み、秋休み、冬休み、春休み及び、ゴールデンウィーク等の連休中に限り認める。

- 2 前項の期間において一時帰国をしようとする者は、その旨を学校に伝え、許可を得なければならない。また、往復チケットを購入し、授業日に重なっていないことの確認を受けなければならない。

第7章 資格外活動（アルバイト）

(法令の遵守)

第20条 資格外活動（アルバイト）を希望する場合には、予め資格外活動の許可を受けなければならない。

- 2 留学生の本分は学業であることを自覚し、基本的には週28時間以内、本校が定める長期休暇（夏休み、冬休み、春休み）においては1日8時間、週40時間以内という制限を超過して就労することを固く禁じる。
- 3 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条」に掲げられている業務に就くことを禁じる。また自ら経営、物品を販売および輸出入するなどして収入を得る行為も禁じる。
- 4 留学生の本分は学業であることから、生活上、勉学上支障のない範囲で就労しなければならない。万が一、資格外活動により生活、勉学等に問題を生じた場合、学校規則上、在留資格上起こり得る全ての結果は当該生徒の責に帰する。

(学校への報告)

第21条 資格外活動を行う者は、勤務先名、支店・店舗名、業務内容、勤務日、勤務時間帯、及び給料の額等を偽りなく学校に報告すること。また、これらの内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。

第8章 入学、休学、退学、転学

(入学資格)

第22条 本校への入学は、次のいずれの条件も満たしている者を対象とする。

- (1) 12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 満18歳以上の者
- (3) 信頼に足る保証人を有し、安定した経費支弁が見込まれる者
- (4) 正当な手続きによって日本への入国が許可される見込みのある者

(入学時期)

第23条 本校への入学は、4月、10月とする。

(入学志願手続き)

第24条 本校への入学を志願する者は、必要事項を記入した本校所定の入学願書、その他書類を揃え、入学検定料とともに指定期日までに提出しなければならない。

(入学選考)

第25条 前条のとおり出願が完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。

(入学手続き)

第26条 入学選考の結果、本校への入学が認められた者は、指定期日までに必要な書類を提出し、入学金、授業料等を速やかに納付しなければならない。

(休学、復学)

第27条 特段の事情がない限り、休学は認めない。

- 2 病気その他やむを得ない事情により休学を希望する場合は、速やかに学校長に届け出て判断を仰ぐこと。この場合、最長15日まで休学を認めることがある。
- 3 前項のとおり届け出る場合は、休学事由を証明する資料を併せて提出しなけれ

ばならない。

- 4 休学した者が復学しようとする場合は、速やかに学校長に届け出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第28条 特段の事情がない限り、転学は認めない。

- 2 自然災害の発災等により学習の継続が困難であると学校が判断する状況において、生徒本人並びに保証人・経費支弁者等が転学を希望する場合は、その意思を慎重に判断した上で、地域その他の連携先に依頼し、転学手続きを取ることがある。
- 3 上記のとおり転学手続きを取る場合は、納入済み学納金の内、授業料を日割り計算の上、返還する。

(退学)

第29条 何らかの事情により退学しようとする者は、その旨を学校長に申し出て、許可を受けなければならない。

- 2 前項の場合、学校長は退学の必要性及び学習継続の可能性を精査した上で判断する。
- 3 原則、すでに徴収した授業料等については、退学の理由を問わず返金しない。
- 4 退学が許可された場合は速やかに帰国手続きをしなければならない。その際は学校の指示に従い、母国の保証人・経費支弁者等と連携して帰国し、帰国後の状況確認にも真摯に対応すること。

第9章 進級及び卒業

(進級要件)

第30条 教育課程の各段階において一定の成果が見られ、当該課程の学習の結果、日本語力が確実に向上していると認められる者に対し、進級を認める。

(卒業要件)

第31条 学校長は、本校が定めた教育課程を全て終え、一定の評価を受けた者に対して卒業を認定する。ただし、通算出席率80%以上の者に限る。

第10章 納付金

(学納金)

第32条 本校の学納金は、次の表のとおりとする。

	進学2年コース		進学/就職1年6か月コース	
	初年度 (1年分)	2年目 (1年分)	初年度 (1年分)	2年目 (6か月分)
選考料	30,000	—	30,000	—
入学金	100,000	—	100,000	—
授業料	750,000	750,000	750,000	375,000
教材費	45,000	45,000	45,000	25,000
教育充実費	65,000	65,000	65,000	40,000
合計	990,000	860,000	990,000	440,000
納入合計	1,850,000		1,430,000	

*授業料には、学校行事、課外活動費を含む。

*教材費には、JLPT3回分、学校が指定する模擬試験の受験料を含む。

その他の試験の受験料は実費負担。

*教育充実費には、施設・設備維持費、健康診断受診料、留学生保険料を含む。

*上記以外に、留学生は国民健康保険への加入が必須であり、保険料は自己負担とする。

*授業時間外に、日本留学試験(EJU)の数学・理科・総合科目の選択授業を実施。

希望者は別途授業料を納入すること。

(納入期限)

第33条 前条学納金の内、初年度分の納入期限は、3月10日(4月入学)、9月10日(10月入学)とする。

(学費等返還規定)

第34条 正当な手続きをしたにもかかわらず査証が下りなかった場合、選考料を除く学費の全額を返金する

- 2 来日前に自己都合で入学を辞退した場合、選考料と入学金を除く学費の全額を返金する
- 3 入学後に本人の責に帰する理由で退学となった場合、納入された学費は一切返金しない

第11章 賞罰

(褒賞)

第35条 学校長は、教育課程を通じて成績、生活態度その他、全校生徒の模範となる者に対し、褒賞を与えることができる。

- 2 褒賞（奨学金）の種類は次の表のとおりとする。

皆勤賞	前期または後期の授業期間において無遅刻・無欠席であった者	5000円
成績優秀賞	前期または後期の期末試験においてすべての科目でA判定(90%以上得点)を受けた者	3000円
N1合格賞	修業期間中に日本語能力試験N1に合格した者	10000円

(懲戒処分)

第36条 学校長は、日本国の法律、条例及び、本校の学則に定められている事項に違反し、留学生としての本分を乱し、著しく品位を欠くと考えられる行為をとった者に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分は、当該行為の内容により勧告、警告、退学及び除籍とする。
- 3 前項の退学及び除籍（退去強制）は次のいずれかに該当する生徒に対し学校長が判断する。
 - (1) 性行不良であり改善の見込みがないと認められる場合
 - (2) 学習態度が著しく不良で、成績改善の見込みがないと認められる場合
 - (3) 正当な理由のない欠課、欠席により出席状況の回復が見込めない場合
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した場合
 - (5) 犯罪行為に関与した場合
- 4 上記第2項のうち、警告以上の処分を受けた者は、進学や就職等の進路決定の過程において、いかなる推薦も受けることができない。

- 5 退学及び除籍の懲戒処分を受けた者は即刻帰国手続きを取り、学校が定めた期日までに出国しなければならない。
- 6 退学及び除籍の懲戒処分を受けた場合、徴収済みの学納金については一切返還しない。

第12章 学生寮

(入寮要件)

第37条 当校の入学選考試験に合格し、入学の意思を示した者に対し、入寮申請を認める。

- 2 入寮許可にあたっては、以下確認することとする。
 - (1) 入学前の時点で、学納金とともに寮費の一部支払いが可能であり、入国後も継続して支払いが可能であること。
 - (2) 寮として使用する物件の入居規則を遵守し、近隣への配慮並びに身の回りの衛生に努める意思があること。
 - (3) 学校職員による月1回の寮点検に積極的に応じ、問題があれば対応する意思があること。

(入寮時期・期間)

第38条 4月入学の場合は3月下旬から4月初旬、10月入学の場合は9月下旬から10月初旬を入寮時期とする。

- 2 入寮期間は1年以上、修業期間内とする。それ以外の退寮は原則認めない。ただし、ホームステイを希望する場合は、原則1ヶ月更新とし、ホストファミリーの意向を踏まえ、その期間を延長することとする。

(寮の種類)

第39条 学校は、生徒の住まいとしてアパート等への入居及びホームステイの二通りを設け、各年度の状況に鑑みて入寮希望者に情報を提供する。

(退寮)

第40条 入寮後1年が経過した時点で、本人の事前申し出により退寮することができる。

- 2 退寮可能時期は、入寮から1年が経過する月、又はその後6ヶ月が経過する月とする。
- 3 退寮を希望する者は、上記第2項退寮可能月の2ヶ月前までに自ら学校に申し出ること。
- 4 退寮時の点検において清掃や修理が必要となった場合、別途費用の支払い義務が発生することがある。

第13章 健康診断

(健康診断の時期)

第41条 健康診断は、入学月と翌年同月に学校が提携する医療機関にて受診する。

(診断の方法・診断項目)

第42条 健康診断は、学校が提携する医療機関の指示に従い行う。診断項目は下記の通り。

身長・体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力、聴力
結核の有無、胸部X線検査、採血、心臓の疾病及び異常の有無、尿検査、
面談

- 2 前項の診断結果は各生徒への開示とともに学校が厳重に保管する。ただし、関係各所より開示要請があった場合には、学校がその必要性を判断し、生徒本人に伝えた上で開示することがある。

第14章 学校生活

(禁止事項)

第43条 学校内では、1階談話スペース以外の場所での食事を禁じる。

- 2 授業中の携帯電話による通話、電子機器による通信、及び授業風景の撮影、録音を禁じる。また、学校内のコンセントを使って充電することを禁じる。
- 3 自身の荷物を学校内に置いたままにしないこと。
- 4 校内は全面禁煙とする。また、学校の校舎周辺での喫煙も禁じる。
- 5 その他、学校生活及び授業運営を乱す行為、並びに他の生徒の学習環境を阻害する行為を禁じる。

(母語の使用)

第44条 学校内では常に日本語で話すよう心がけ、日本語能力の向上に努めること。

(校内美化)

第45条 校内及び校舎周辺の美化に努め、心地よく学習が受けられる環境づくりを意識すること。

(図書貸し出し)

第46条 図書スペース所蔵の書籍の貸し出しを希望する場合は、その旨を申し出なければならない。

- 2 1回につき1冊まで、貸し出し可能期間は2週間とする。

(各種代金の徴収)

第47条 学校が作成、発行する各種証明書は次の表の通り料金を徴収する。

証明書の種類	料金
①推薦書	500円
②出席成績証明書	300円
③在学証明書	
④卒業見込証明書	
⑤卒業(修了)証明書	

- 2 宿題等プリント類を忘れた場合、紛失した場合は、コピー代金を徴収する。
*白黒コピー 10円/枚、カラーコピー 50円/枚

(推薦制度)

第48条 進路決定の過程において、当該生徒を推薦するに足ると認めた場合、学校長または教員により推薦書を発行する。

2 前項のうち、学校長推薦、学校推薦については、下記事項を推薦書発行の要件とする。

(1) 推薦書発行時点において、総出席率が90%を下回らないこと

(2) 学習態度、生活態度に問題なく、模範的な生徒であること

(3) 推薦書提出先が当該生徒の希望進路に相違ないこと

(4) 第35条に記載の懲戒処分のうち、警告以上の処分を受けていないこと

3 前項にあてはまらないものの、当該生徒の進路決定に必要であると学校長が判断した場合は、学校長推薦、学校推薦ではなく、その他教職員による推薦を認める。

第15章 細則の制定、学則の改定

(細則)

第49条 本学則の施行についての細則は、学校長が別に定めることができる。

(学則の改定)

第50条 本学則の改定は、職員会議における決議を経て、学校長が行うものとする。

附則

本学則は、令和8年10月1日より施行する。